

「新潟市新潟駅前広場条例の一部改正（案）」に対する パブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	改正案への 反映・修正
1	1 頁 1 改正の趣旨 2 改正のポイント について	新潟駅前広場での若者によるスケボー行為は一向に収まらず、市職員や警察官が巡回し注意をしても聞き入れてもらえず、いたちごっこの状態が続いている。注意の看板やポスターも効果がない。条例改正の実効性を高め、スケボー行為に対する抑止力を発揮し、強制力をもって対応するため条例に罰則規定を設けるべきではないか。	新潟駅前広場は新潟駅の利用者だけでなく、市民の皆さまの日常生活に密着した施設であり、誰もが立ち入り、利用することができる公の施設です。こうした公共の用に供する駅前広場への入場を禁じ、退去を命ずる入場制限に関する規定を設けること自体が非常に重い規制であり、危険行為や迷惑行為に対する本市の姿勢を明確に示すものと考えています。 改正条例の施行に伴い、禁止行為を目的とした入場を禁止する警告看板を設置するなどの周知・啓発に加え、迷惑行為を行っている者へ直接働きかけを行うとともに、より実効性を高めるため、これまで以上に警察とも連携を強化していきます。	無
2	2 頁 3② 禁止行為の明確化 第2条改正案 について	人が大勢集まる場所で人に危害を加えるような暴力行為などが行われないよう、利用者に危害を加える行為、又はその可能性のある行為を禁止行為として追加してはどうか。	人に危害を加えるような暴力行為は、刑法などで犯罪行為として規定されていますので、本改正案では特に新潟駅前広場区域における現状を反映させ、スケートボード滑走などの迷惑行為を具体的に定めることとしました。	無

3	2頁 3② 禁止行為の明確化 第2条改正案について	電動キックボードの走行は改正案第2条の禁止行為となるか。	電動キックボードの広場内での走行は禁止ですが、自転車と同様、電源を切り降車して押し歩きで移動することは可能です。	無
4	条例全般	条例改正にあたり防犯カメラを何台設置する予定か。	防犯カメラは広場内各所にすでに設置されていますが、防犯上の理由から数量などの詳細は公表を差し控えます。今後も広場の供用拡大に合わせて適時設置の検討を行っていきます。	無
5	条例全般	南口広場のベンチやイスの周辺は煙草の吸殻や空き缶が多く棄てられている。 回収ボックスを設置したほうがよいのではないか。	新潟駅前広場は従前より喫煙禁止区域であり、本改正案においても、煙草の吸殻などを広場内に棄てる行為は、「ごみ、汚物、土石、竹木等を棄てる」行為や「施設又は設備を毀損し、又は汚損する」行為に該当し禁止行為となります。スケートボード滑走の禁止とともにごみのポイ捨て禁止についても看板や貼り紙などで周知を図ります。 回収ボックスやごみ箱などの設置は不法投棄の原因になることがあるため、現時点では設置は考えていません。	無